

## 所得額の計算方法について

		夫	妻
a	総所得額		
b	一律控除額（所得がある方のみ）	80,000 円	80,000 円
c	雑損控除額		
d	医療費控除額		
e	小規模企業共済等掛金控除額		
f	障害者控除額（該当者数×27万円）		
g	特別障害者控除額（該当者数×40万円）		
h	寡婦（夫）控除（27万円、特別の場合 35万円）		
i	勤労学生控除額（27万円）		
j	b+c+d+e+f+g+h+i		
k	所得額（a-j）	k 1	k 2
夫婦の合計所得（730万円未満であれば千葉県助成対象）		k 1 + k 2	

### a 総所得について

- 源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」
- 確定申告書Aでは、「第一表の所得金額の合計金額」
- 確定申告書Bでは、「第一表の所得金額の合計金額」＋「第三表の所得金額から株式等の譲渡を除いた金額」
- 住民税課税証明書では、前年所得の合計金額（自治体によって表記が異なります）

### b 一律控除額について

所得のある方に限り、社会保険料控除及び生命保険料控除に相当する額として、一律 8 万円を控除できます。

### c～i の控除額について

住民税課税証明書等により確認できる場合に限り、総所得額から控除できます。